



島根県報

平成17年 7月22日 (金)
第 1,694 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出	(総 務 課)	1
島根県立大学大学院の学則の一部改正の届出	(")	2
平成17年度第 2 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	2
平成17年度第 3 次自衛官募集	(")	3
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	4
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	4
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	5
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	5
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	5
高病原性鳥インフルエンザに関する検査の実施	(農 畜 産 振 興 課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	6
土地改良区の定款変更の認可	(")	7
県営土地改良事業の工事の完了	(")	7
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	8
解除予定保安林	(")	8
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	9
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(")	9
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	9
道路の供用開始	(")	10
換地処分の届出	(都 市 計 画 課)	11
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	11
訓 令		
島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	11
島根県公文書管理規程の一部改正	(")	12
公 告		
平成18年度島根県立農業大学校の学生募集	(農 業 経 営 課)	12
公 安 告 示		
駐車監視員資格者講習の実施	(警 察 本 部)	14
正 誤		
平成17年 1月28日付け島根県報第1,645号中	(教 育 庁 総 務 課)	16

告

示

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

別表1の基幹科目の項中 「

異文化理解	2春		2		
-------	----	--	---	--	--

」を

「

異文化理解	2春		2		
現代しまね学・特論	2・3春		2		

」に改める。

附 則

この学則は、平成17年3月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

島根県告示第831号

島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）第17条第1項の規定により島根県立大学大学院学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学大学院学則の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（特別研究学生）」に改める。

第24条中「及び第60条」を削る。

附 則

この学則は、平成17年3月23日から施行する。

島根県告示第832号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成17年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 採用する自衛官

男女共通 2等陸士、2等海士、2等空士

2 募集期間

男性 平成17年9月14日（水）まで

女性 平成17年8月1日（月）から9月8日（木）まで

3 試験期日

(1) 男性の場合 平成17年9月18日（日）、20日（火）及び21日（水）のうち1日（18日の試験日の場合は、健康診断のみ9月22日（木）に実施）

(2) 女性の場合 平成17年9月26日（月）

4 試験場の位置及び名称

(1) 男性の場合

平成17年9月20日及び21日に実施する試験の会場

出雲市松寄下町1142の1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

平成17年9月18日に実施する試験の会場

筆記試験、口述試験及び適性試験 島根県浜田合同庁舎 (電話0855 (22) 3131)

健康診断 9月22日 出雲市松寄下町1142の1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

(2) 女性の場合

出雲市松寄下町1142の1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

男女共通 平成18年3月又は4月

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、平成18年4月1日現在18歳以上27歳未満の者

(2) 試験科目

ア 筆記試験 (国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方連絡部 (松江市学園1の1の14 電話0852 (21) 0015) に連絡すること。

島根県告示第833号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成17年度第3次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 採用する自衛官

男性のみ 2等陸士、2等海士、2等空士

2 募集期間

平成17年9月14日 (水) まで

3 試験期日

平成17年9月22日 (木)

4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142の1 (電話0853 (21) 1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成17年10月

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、平成17年10月1日現在18歳以上27歳未満の者

(2) 試験科目

- ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
- イ 口述試験
- ウ 適性検査
- エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園1の1の14 電話0852(21)0015）に連絡すること。

島根県告示第834号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、西ノ島町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

新 た に 土 地 が 生 じ た 場 所	面 積	編入先の字
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字小宇賀1220番地地先から同大字1321番地1地先までの公有水面埋立地	2,028.91 平方メートル	大字宇賀字小宇賀
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字物井426番地3地先から同町大字宇賀字初座431番地1地先までの公有水面埋立地	2,631.80 平方メートル	大字宇賀字初座
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字初座428番地7、432番地2、433番地、489番地1、491番地及び539番地に接する県道西ノ島海士線の地先までの公有水面埋立地	1,845.27 平方メートル	大字宇賀字初座
隠岐郡西ノ島町大字美田字大津283番地18の地先から同大字437番地13の地先までの公有水面埋立地	8,573.02 平方メートル	大字美田字大津
隠岐郡西ノ島町大字美田字市部442番地地先から同大字536番地の2の地先までの公有水面埋立地	9,069.67 平方メートル	大字美田字市部
隠岐郡西ノ島町大字美田字四引577番地17地先から同大字634番地6の地先までの公有水面埋立地	3,717.95 平方メートル	大字美田字四引

（ただし、上記地番は、平成17年3月18日現在のものである。）

島根県告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指定年月日
入澤クリニック	松江市八幡町285 - 6	平成17年6月16日
有限会社 くすりや調剤薬局	松江市八幡町286番地8	平成17年6月16日
医療法人慈恵会 伊藤歯科医院	松江市黒田町460 - 1	平成17年6月16日
つわぶきクリニック	松江市乃木福富町318 - 1	平成17年7月1日

島根県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
入澤クリニック	松江市矢田町36 - 3	平成17年 6月15日
有限会社 くすりや矢田町調剤薬局	松江市矢田町36番地 1	平成17年 6月11日
医療法人慈恵会 伊藤歯科医院	出雲市湖陵町差海1798	平成17年 5月31日

島根県告示第837号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ブルーム	通所介護	デイサービス奥出雲	仁多郡奥出雲町下横田893番地	平成17年 7月11日

島根県告示第838号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

平成17年 7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
川上 敦樹	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成17年 7月 5日
金本 将司	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原 4丁目 1 - 1	平成17年 7月 5日
安藤 喜仁	神経内科	益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成17年 7月 5日
瀧川 晴夫	脳神経外科	松江市立病院	松江市灘町101	平成17年 7月 5日
星野 和義	外科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071 - 1	平成17年 7月 5日

島根県告示第839号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザに関する検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄田信義

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) 対象家畜

鶏(採卵鶏に限る。)

(2) 実施範囲

県内の採卵鶏飼養農場で1,000羽以上飼養している農場から無作為に抽出した22農場

4 実施の期日

平成17年7月26日から平成17年9月16日までのうち3の(2)に係る採卵鶏飼養農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)

(2) その他必要な検査

島根県告示第840号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄田信義

奥出雲町横田土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

安部 文夫 仁多郡奥出雲町大呂1711番地

石原 淳男 仁多郡奥出雲町中村735番地

佐藤 一雄 仁多郡奥出雲町大呂353番地

山田 義信 仁多郡奥出雲町中村1293番地 1

山脇 憲一 仁多郡奥出雲町小馬木582番地

大谷 隆寿 仁多郡奥出雲町竹崎550番地 2

勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地

堀江 健治 仁多郡奥出雲町稲原419番地

川島 嘉和 仁多郡奥出雲町稲原1083番地

蔦川 正夫 仁多郡奥出雲町小馬木1120番地 18

長澤 明德 仁多郡奥出雲町大呂913番地

石原 正教 仁多郡奥出雲町大馬木708番地

嵐谷 勝義 仁多郡奥出雲町竹崎1870番地

目黒 利夫 仁多郡奥出雲町稲原1657番地

家熊 猛 仁多郡奥出雲町大馬木1380番地

監事

藤原 幸徳 仁多郡奥出雲町稲原1246番地

松崎 敏治 仁多郡奥出雲町大呂1441番地

戸屋 智通 仁多郡奥出雲町大馬木1967番地 2

2 就任年月日

平成17年 7 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山根 延夫 仁多郡奥出雲町稲原1363番地

荒木 孝一 仁多郡奥出雲町竹崎226番地 3

安部 文夫 仁多郡奥出雲町大呂1711番地

石原 淳男 仁多郡奥出雲町中村735番地

足立 孝二 仁多郡奥出雲町大馬木1015番地

大谷 隆寿 仁多郡奥出雲町竹崎550番地 2

堀江 健治 仁多郡奥出雲町稲原419番地

佐藤 一雄 仁多郡奥出雲町大呂353番地

山脇 憲一 仁多郡奥出雲町小馬木582番地

藤原 勉 仁多郡奥出雲町稲原1367番地 3

川島 嘉和 仁多郡奥出雲町稲原1083番地

山田 義信 仁多郡奥出雲町中村1293番地 1

蔦川 正夫 仁多郡奥出雲町小馬木1120番地18

勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地

監事

長澤 明德 仁多郡奥出雲町大呂913番地

藤原 幸徳 仁多郡奥出雲町稲原1246番地

勝部 重博 仁多郡奥出雲町大馬木1837番地

島根県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美濃郡匹見町土地改良区の定款変更を平成17年7月14日付けで認可した。

平成17年 7 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第842号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 7 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
下田地区区画整理事業（県営農村振興総合整備事業）	平成17年6月8日

島根県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町東村字寺床1382から1384まで、字御堂垣内1385、1386、1392、1393、字舞木1394、1396 - 1、字荒田1397 - 1、1397 - 2、1398、1399 - 1、字深廻1400から1404まで、字樋ノ谷1405、1410から1415まで、1415 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第844号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市長見町1029 - 6、1032 - 35から1032 - 42まで、1038 - 27から1038 - 30まで、1038 - 40、1038 - 41、1040 - 13から1040 - 27まで、1043 - 24から1043 - 45まで、那賀郡弥栄村大字小坂1070 - 6から1070 - 11まで、1071 - 7から1071 - 12まで、1072 - 5から1072 - 14まで、1074 - 11から1074 - 14まで、1076 - 5から1076 - 8まで、1085 - 10から1085 - 20まで、1088 - 11、1088 - 14、1088 - 15、1088 - 18から1088 - 21まで、1089 - 12、1089 - 24から1089 - 28まで、1089 - 38から1089 - 44まで、1095 - 17、大字栃木1156 - 29、1156 - 30、1156 - 38から1156 - 43まで、1156 - 53、1156 - 56、1156 - 59、1156 - 60、1158 - 14、1158 - 16から1158 - 21まで、1158 - 24、1158 - 25、1159 - 6、1159 - 7、1159 - 16から1159 - 22まで、1160 - 23、1160 - 25、1160 - 27から1160 - 35まで、1160 - 37から1160 - 45まで、1160 - 59から1160 - 62まで、1162 - 13から1162 - 17まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第845号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年 7 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市静間町218 - 13 山内 雪久

” ” 308 - 1 中島 幸夫

” ” 188 - 20 月森 廣次

(2) 加入区

和江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

和江漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

和江漁業協同組合

島根県告示第846号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成17年 7 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 江津市加入区（江津漁業協同組合）

2 知夫村加入区（知夫村漁業協同組合）

3 西郷加入区（おき西郷漁業協同組合）

島根県告示第847号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 7 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長	
一般国道	431号	出雲市大社町杵築東361番1地先から同町修理免1465番1地先まで	前	メートル 6.50～ 38.00	メートル 562.00	出雲土木建築事務所	交通安全工事 拡幅 不用物件の発生 減幅 交換	
			後	12.00～ 38.80	563.50			
"	375号	邑智郡美郷町上野688番6地先から同1141番5地先まで	前	A	8.00～ 37.00	123.00	川本土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 仮設道撤去
				B	8.00～ 23.00			
			後	A	8.00～ 37.00	123.00		
県 道	出雲三刀屋線	出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	前	A	6.00～ 23.00	5,900.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
		"		A	6.00～ 23.00			
		出雲市船津町318番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで	後	B	12.00～ 80.00	2,755.00		
"	"	出雲市上島町字手作2617番4地先から同字2615番2地先まで	前	7.00	70.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	23.00～ 36.00	70.00			
"	斐川上島線	簸川郡斐川町大字三絡2356番1地先から同地先まで	前	3.70～ 8.00	123.00	出雲土木建築事務所	山陰自動車道建設工事に伴う付替工事及び仮設道設置 拡幅	
			後	6.50～ 24.00	121.00			

島根県告示第848号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	斐川上島線	簸川郡斐川町大字三絡2356番1地先から同地先まで	メートル 111.00	平成17年 7月22日	出雲土木建築事務所	

島根県告示第849号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 3 項の規定により、平田都市計画事業中ノ島土地区画整理事業施行者出雲市代表者出雲市長西尾理弘から平成17年 7月11日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第850号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年 7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 年月日	指定 番号	住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
				変 更 後	変 更 前
				氏 名	氏 名
昭和41年 5月24日	836	安来市広瀬町布部183 番地 1 社団法人島根県獺友会 安来支部 支部長 小 藤常夫	安来市広瀬町布部183 番地 1	社団法人島根県獺友会 安来支部 支部長 小 藤常夫	社団法人島根県獺友会 安来能義支部 支部長 小藤常夫

訓 令

島根県訓令第17号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 1 本庁監又は課長印の項中

島 根 県 部（局） 課 長 印	20ミリメートル 平方	各課長（審査課にあっては、 会計課長）	を
------------------------	----------------	------------------------	---

<p>島 根 県 部 (局) 課 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>各課長 (審査課にあつては、 会計課長)</p>	
<p>島 根 県 農 林 水 産 部 林 業 課 長 印 緑化センター</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>林業課緑化センター担当の主 査</p>	

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年7月22日から施行する。

島根県訓令第18号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程 (平成13年島根県訓令第4号) の一部を次のように改正する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第3条第2項中「掲げる」の次に「主務課又は」を加え、「ものとし、」の次に「当該主務課長又は」を加える。

別表第1中 「 隠岐支庁 隠岐保健所島前保健環境グループ及び土木建築局島前事業部 」 を

<p>林業課</p>	<p>緑化センター管理スタッフ</p>	に改める。
<p>隠岐支庁</p>	<p>隠岐保健所島前保健環境グループ及び土木建築局島前事業部</p>	

附 則

この訓令は、平成17年7月22日から施行する。

公 告

平成18年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成17年7月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

2 一般入学試験

(1) 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園芸畜産科 (仮称)	野 菜	30人	2年	募集人員は、推薦入学者を含む。
	花 き			
	果 樹			
	肉 用 牛			
森林管理科 (仮称)		10人		

- (注) 1 「園芸畜産科(仮称)」は、現在の園芸課程及び畜産課程を統合した科とする予定
 2 「森林管理科(仮称)」については、現在の森林総合課程に相当する課程を予定し、飯石郡飯南町で修業することを検討している。なお、平成17年10月中旬までに決定する予定

(2) 出願資格

- ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成18年 3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成18年 3月に修了見込みの者
 イ 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(3) 出願手続

- ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。
 なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
 (ア) 入学願書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)
 (イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。2の(2)のアに定める者以外のもの
 にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めたる書類
 (ウ) 返信用封筒(定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル 1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分をはり付けたもの)

イ 出願期間

平成18年 1月10日(火)から 1月20日(金)までとし、郵送の場合は平成18年 1月20日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地 1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

- (ア) 日時 平成18年 2月 2日(木) 10時から16時まで
 (イ) 場所 大田市波根町970番地 1 島根県立農業大学校
 (ウ) 試験 一般教養試験、小論文及び面接試験

イ 合格者の発表

平成18年 2月 9日(木) 島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 推薦入学試験

(1) 募集人員

2の(1)に定める募集人員のうち 8割程度とする。

(2) 出願資格及び要件

2の(2)に定める者で、本県に居住し次のアからウまでの要件を満たすものとする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 島根県立農業大学校卒業後、就農し農林業後継者となる者又は島根県内において地域農林業の振興と農村社会の

発展に貢献すると見込まれる者

ウ 人物及び学力ともに優れている者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(ウ) 推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(エ) 返信用封筒（定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分をはり付けたもの）

イ 出願期間

平成17年10月24日（月）から平成17年11月4日（金）までとし、郵送の場合は、平成17年11月4日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

(ア) 日時 平成17年11月17日（木）10時から16時まで

(イ) 場所 大田市波根町970番地1 島根県立農業大学校

(ウ) 試験 小論文及び面接試験

イ 合格者の発表

平成17年11月24日（木）島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 推薦入学試験に不合格となった者の取扱い

推薦入学の試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとするものは、出願手続として2の(3)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を2の(3)のイに定める期間に提出すること。この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 問合せ先

出願手続、入学試験等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

5 その他

願書等島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの）を同封すること。

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成17年7月22日

島根県公安委員会委員長 室崎富恵

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 講習期日

内 容	期 日	
講 習	期 日	平成17年 8月22日及び23日
	時 間	受付 午前 8時から午前 8時30分まで
		講義 午前 9時から午後 5時10分まで 指示 午後 5時10分から午後 5時30分まで
修了考査	期 日	平成17年 8月30日
	時 間	受付 午後 1時から午後 1時30分まで
		考査 午後 1時30分から午後 2時30分まで 発表 午後 3時30分から午後 4時まで

(予備日)

内 容	期 日	
講 習	期 日	平成17年 8月25日及び26日
	時 間	受付 午前 8時から午前 8時30分まで
		講義 午前 9時から午後 5時10分まで 指示 午後 5時10分から午後 5時30分まで
修了考査	期 日	平成17年 9月 1日
	時 間	受付 午後 1時から午後 1時30分まで
		考査 午後 1時30分から午後 2時30分まで 発表 午後 3時30分から午後 4時まで

予備日については、受講希望者多数の場合にのみ実施する。

(2) 講習場所

松江市打出町250番地 1

島根県運転免許センター（電話0852 - 36 - 7400）

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成17年 7月22日（金）から 8月10日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 受付時間

午前 8時30分から午後 5時まで

(2) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の最寄りの警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

(4) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講手数料 19,000円（相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。）

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1枚(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。)

3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間(1日7時間)及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票(申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。)

イ 筆記用具

5 問い合わせ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話(0852)26-0110 内線5114・5115

正

誤

平成17年1月28日付け島根県報第1,645号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	下から27	第7条 文書及び公印等の取扱いに必要な帳票等の種類は、次のとおりとする。	(帳票等の種類) 第7条 文書及び公印等の取扱いに必要な帳票等の種類は、次のとおりとする。